

## 第1回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召集 令和5年7月20日(木) 14時00分  
第1回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開会 令和5年7月20日(木) 13時44分

3. 閉会 令和5年7月20日(木) 15時00分

### 4. 出席委員

1 番 石井	2 番 尾崎	3 番 市村	4 番 中島	5 番 菅野
6 番 泉	7 番 舟窪	8 番 波多野	9 番 小口	10 番 小池
11 番 田中	12 番 武正	<del>13 番 東城</del>	14 番 星	15 番 菱川
16 番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 東城委員

6. 議事録署名委員 菅野委員 市村委員

7. 付議議件  
議案第1号 会長の互選について  
議案第2号 会長職務代理の互選について  
議案第3号 農業委員の議席決定について  
議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知について  
議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第6号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について  
議案第7号 土地の現況地目証明願いについて  
議案第8号 農業委員会法令遵守の申し合わせについて  
議案第9号 農地移動適正化斡旋委員の指名について

### 8. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊藤 智哉  
事務局 笠谷 俊介  
廣島 蓮

## 9. 会議の概要

事務局	<p>第1回斜里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は16名中15名で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は現に在任する委員の過半数が出席しなければ開くことができないとなっており、定数に達しておりますので総会につきましては成立していることを報告させていただきます。</p> <p>議案を1枚めくっていただいて、表紙の裏面をご覧くださいと思います。</p> <p>今回は第1回目の総会でございますので、農業委員会憲章をみなさんと唱和したいと思っておりますので、私に続いて唱和をお願いします。</p>
全員	<p>(農業員会憲章唱和)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて今回5名の方が新任委員となっておられますので、簡単に自己紹介を行っていききたいと思います。</p> <p>事務局から紹介後、左側からその場で結構ですので一言お願いします。</p> <p>(事務局自己紹介)</p> <p>(農業委員自己紹介)</p> <p>議案の日程に入る前に仮議長を選出したいと思います。</p> <p>仮議長の指名につきましては、地方自治法第107条を準用いたしまして農業委員の最年長者であります田中委員をご指名させていただきたいと思っておりますがよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
事務局	<p>それでは、田中委員席を移動していただき、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>指名され仮議長になりました田中です。</p> <p>会長が選任されるまでの間、よろしくお願いします。</p> <p>日程1、議事録署名委員に、菅野委員、市村委員を委嘱します。</p> <p>日程2、議案第1号会長の互選について</p> <p>互選の方法について、選挙または選考委員会を設置して決める選択肢がありますが、これまでの慣例に従いまして選考委員会を設置して決めるようにしたいと思います。よろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>それでは選考委員をこちらで指名させていただきます。</p> <p>選考委員に泉委員、波多野委員、小池委員、尾崎委員4名の方お願いいたします。</p> <p>別室に移りまして選考の方をよろしくお願いいたします。</p>

	<p>会長選考までの間、一時休憩いたします。</p> <p>(一時休憩)</p> <p>選考が終わったようなので、休憩を解きまして本会議に戻ります。</p> <p>選考委員長から報告をお願いいたします。</p>
波多野委員	<p>別室にて協議してまいりました、選考委員長の波多野です。</p> <p>選考委員会で審議した結果、前期に引き続き島田委員に会長をお願いしたいと決定しましたので報告いたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>選考委員長から報告がありましたのでお諮りをいたします。</p> <p>会長を島田委員とすることで異議ありませんか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>それでは異議なしということで、会長を島田委員にすることで決定いたします。</p> <p>拍手で承認をお願いいたします。</p>
全員	<p>(拍手)</p>
議長	<p>満場一致の拍手で決定いたします。</p> <p>これからの議事進行につきましては、島田会長の方でよろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>田中委員、仮議長を務めていただきましてありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいま会長に選任されました島田会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
議長 (島田会長)	<p>みなさん改めまして、ただいま選考委員より選出していただきました。会長職として3期目となりますが、前期はコロナの影響でいろいろな会議や勉強会が延期や中止になることがありましたが今後は徐々に復活していくと思われしますので、皆様におかれましても都合のつく限り参加していただきたいと思います。</p> <p>この度5名の新しい委員が来られて、1年目は大変だと思いますけど、慣れてきて2年3年目には自信がついて農業委員としての相談にも乗れるようになると思いますので、がんばっていただきたいと思います。</p> <p>会長職となりましたが、みなさんどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>日程3、議案第2号会長職務代理者の互選について</p> <p>先ほどの会長互選と同様に選考委員会を設置するということによろしいでしょうか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>

議長	<p>先ほどの選考委員 4 名の方別室で選考をお願いします。</p> <p>選考の間、一時休憩とします。</p> <p>(一時休憩)</p> <p>選考が終わったようなので、休憩を解き本会議に戻します。</p> <p>選考委員長からの報告をお願いします。</p>
波多野委員	<p>選考委員会で審議をおこなった結果、前期に引き続き菱川委員に会長職務代理をお願いしたいと思いますので報告いたします。以上です。</p>
議長	<p>ただいま選考委員長からの報告がありましたのでお諮りいたします。</p> <p>会長職務代理者に菱川委員ということで異議ありませんか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしということで、会長職務代理者は菱川委員とします。</p> <p>みなさんの拍手での承認をお願いします。</p>
全員	<p>(拍手)</p>
議長	<p>満場一致の拍手で決定したいと思います。</p> <p>それでは菱川職務代理より一言ご挨拶お願いいたします。</p>
菱川職務代理	<p>前回に引き続き 3 期目の職務代理となり、重責を担います。今後ともよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>日程 4、議案第 3 号農業委員の議席の決定について</p> <p>議席の決定については、これまでの農業委員会総会での慣例により、くじ引きによる方法をとりたいと思いますが、他の提案があれば発言をお願いします。</p>
全員	<p>ありません。</p>
議長	<p>ないようなので議席の抽選について、1 回目で議席を決める方法とくじを引く順番を決めてから再度くじ引きをして議席を決める方法がありますが、どちらがよろしいでしょうか。</p>
全員	<p>1 回目で決める方法でいいです。</p>
議長	<p>それでは 1 回のくじ引きで議席を決めたいと思います。</p>

事務局	<p>それでは終了しましたので、改めて議席の抽選結果を報告させていただきます。</p> <p>1 番 石井委員、2 番 尾崎委員、3 番 市村委員、4 番 中島委員、5 番 菅野委員、6 番 泉委員、7 番 舟窪委員、8 番 波多野委員、9 番 小口委員、10 番 小池委員、11 番 田中委員、12 番 武正委員、13 番 東城委員、14 番 星委員、15 番 菱川代理、16 番 島田会長となります。以上です。</p>
議長	<p>ここで一旦休憩とし、農業委員会研修とします。</p> <p>(一時休憩)</p> <p>休憩を解き、本会議に戻します。</p> <p>日程 5、議案第 4 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 4 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について</p> <p>下記のとおり提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。</p> <p>番号1、関係の土地については、字以久科北1筆、地目畑、面積は37,000㎡、利用権の種類は3条の賃貸借、契約期間は令和2年1月1日から令和11年12月31日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和5年7月4日となっております。</p> <p>別紙の合意解約書の写しの確認もお願いします。以上です。</p>
議長	<p>合意解約通知について確認決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>よろしいです。</p>
議長	<p>それでは決定とします。</p> <p>日程 6、議案第 5 号農地法第 3 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 5 号農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請について審議を求める。</p> <p>区分 1、関係の土地については朱円西 1 筆、地目については記載のとおり、面積は 37,000 ㎡、申請の理由は自己利用が困難であるから譲渡したい、借人が永年の小作地であり、農作業効率化のため譲り受けたいとなっております。労働力・経営面積については記載のとおりとなっております。位置図については同頁記載となっております。</p> <p>現地調査については 7 月 18 日(火)田中委員、泉委員、菱川委員で行っています。</p> <p>別紙の農地法第 3 条調査書のとおり農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いずれも該当なしとなっておりますのでこちらも併せて確認をお願いします。以上です。</p>
議長	<p>現地確認員、田中委員どうでしたか。</p>

田中委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分1について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>区分1、2について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>日程7、議案第6号斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号斜里町農用地利用集積計画案の承認について</p> <p>(1)所有権の移転関係</p> <p>番号1、関係の土地については、字朱円他1筆、地目畑、合計面積は49,529㎡、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は農地売買支援事業となっています。価格については13,362千円、反当り270千円となっています。</p> <p>位置図については同頁に記載となっています。</p> <p>別紙、農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認もお願いします。以上です。</p>
議長	番号1の所有権の移転関係を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>日程8、議案第7号土地の現況地目証明願いについて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号土地の現況地目証明願いについて</p> <p>次の申請について審議を求める。</p> <p>番号1、関係の土地については新光町1筆、公簿、現況地目は記載のとおり、面積は214㎡、証明を必要とする理由については、地目変更登記申請のためとなっています。</p> <p>位置図については同頁に記載のとおりとなっています。</p> <p>現地確認については7月18日(水)波多野委員、市村委員、星委員で行っています。</p> <p>以上です。</p>
議長	現地調査委員、波多野委員どうでしたか。

波多野委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 日程 9、議案第 8 号農業委員会の法令遵守の申し合わせについてお願いします。
事務局	議案第 8 号農業委員会の法令遵守の申し合わせについて 下記のとおり決議する。 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議 私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。 1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。 2、農業委員としての高い倫理感を維持し、法令遵守を徹底するための研修を実施すること。 令和 5 年 7 月 20 日、斜里町農業委員会
議長	農業委員会の法令遵守ということで説明ありましたが決議してよろしいですか。
全員	よろしいです。
議長	日程 10、議案第 9 号農地移動適正化幹旋委員の指名について
事務局	議案第 9 号農地移動適正化幹旋委員の指名について 幹旋委員の業務につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく売買、賃貸借等の権利設定、農地転用による現地調査など記載の担当地区において、委員のみなさまに実際にこれからご活動していただくこととなります。 これにつきましては、斜里町農地移動適正化幹旋事務取扱規定に基づいており、東部、中部、西部の各 3 地区において農業委員会及び JA しれとこ斜里の理事をもって構成することとなっており、各地区の委員につきましては会長が指名することとなっております。農協の理事につきましては、一番右側の調整委員に記載されている委員がそ

議長	<p>れぞれ農協の理事ということになっております。</p> <p>なお、各地区の委員長及び副委員長につきましては、取扱規定に置いては各地区委員会の互選によるものとしておりますが、それぞれみなさまの出身地区を考慮しながら調整をさせていただきます案としてこの度お示しをさせていただきましたので、ご協議していただきたいと思ひます。以上です。</p> <p>局長から説明ありました、斡旋委員の指名ということでそれぞれ3地区あります。委員長、副委員長、委員ということで活動していただきたいと思ひます。この指名案でよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしということで、3地区の斡旋委員を決定します。</p> <p>ここで休憩とし、日程11 その他、協議・報告事項をお願いします。</p> <p>(一時休憩)</p> <p>本会議に戻し、長時間にわたり第1回農業委員会総会を行いました、全体を通して何か質問等ありませんか。</p>
全員	<p>ありません。</p>
議長	<p>以上をもちまして第1回斜里町農業委員会総会を終わります。</p>

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和5年7月20日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員

議事録署名委員 市村仁宏